

事例番号:340394

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 5 日

6:40 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 39 週 5 日

15:47 微弱陣痛のためオキシトシン注射液による陣痛促進開始

16:32 頃- 胎児心拍数陣痛図で変動一過性徐脈を頻回に認める

17:36 頃- 母体疲労、分娩進行乏しいため鉗子分娩開始

胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数 60 拍/分前後の徐脈を認める

18:06 胎児機能不全のため帝王切開にて児娩出、後方後頭位

胎児付属物所見 臍帯巻絡あり(頸部と肩に1回)

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 5 日

(2) 出生時体重:3300g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.04、BE -17mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 0 点、生後 5 分 3 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、胸骨圧迫

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症

(7) 頭部画像所見:

生後 18 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 3 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考えられる。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性があると考える。

(3) 胎児は、妊娠 39 週 5 日 17 時 36 分頃より低酸素・酸血症の状態となり、その状態が出生時まで進行したと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 39 週 5 日入院時の対応(分娩監視装置装着、パルサイン測定、内診)は一般的である。

(2) 妊娠 39 週 5 日に陣痛微弱のため陣痛促進の方針としたこと、および子宮収縮薬(オキシシ注射液)の使用について、書面を用いて説明し同意を得たことは、いずれも一般的である。

(3) オキシシ注射液の開始時投与量および増量法は一般的である。

(4) オキシシ注射液投与中の分娩監視方法(連続的に分娩監視装置装着)は一般

的である。

- (5) 妊娠 39 週 5 日 17 時 36 分頃以降の胎児徐脈に対する対応(キシリン注射液投与中止、酸素投与)は一般的である。
- (6) 子宮口全開大から約 1 時間で、母体疲労および分娩進行が乏しいことを理由に鉗子分娩の方針としたことは選択肢のひとつである。
- (7) 鉗子分娩着手時に児頭下降度 Sp+2 cm (診療録)、児頭の回旋が「低在横定位」(助産録)とされている状況で鉗子分娩を実施したことは一般的ではない。
- (8) 妊娠 39 週 5 日 17 時 39 分に胎児徐脈の回復がみられないためリトリン塩酸塩注射液を投与したことは選択肢のひとつであるが、投与量や事後の説明内容について診療録に記載がないことは一般的ではない。
- (9) 鉗子分娩 2 回で娩出に至らず緊急帝王切開を決定し、決定から 16 分で児を娩出したことは一般的である。
- (10) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫)は一般的である。
- (2) 高次医療機関 NICU に搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 鉗子分娩の適応と要約、および実施に関して「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」に則して実施することが勧められる。とくに分娩第 2 期遷延の診断基準(初産婦では 2 時間以上)を超えない場合の鉗子分娩は慎重に判断すること、回旋異常がある場合には原則として待機的管理とするか、鉗子分娩以外の方法を選択することが勧められる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では吸引・鉗子分娩の適応のひとつとして「分娩第 2 期遷延や分娩第 2 期停止」が記載されており、初産婦においては 2 時間以上が目安とされている。

- (2) 胎児蘇生としてのリトリン塩酸塩注射液投与を行う際には、適応外投与であるため、投与量や事後の説明内容などについて診療録に記載することが望ましい。

(3) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、重症の新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

事例検討会を行うことが望まれる。

【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

吸引・鉗子分娩における適応と要約の重要性について産科医に改めて周知するとともに、実技教育のあり方についてシミュレーション教育を含めて検討することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。